

令和3年4月23日（令和3(2021)年度第2号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「保育者への応援ソング」が決定！
- 「不適切保育に関する対応について」事業報告書の公表について（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
- 第4次食育推進基本計画が公表される（農林水産省）

◆「保育者への応援ソング」が決定！

全国保育士会は、令和2年度事業「保育の魅力の発信」の一環として、「保育者への応援ソング」を全国の会員より公募し、審査の結果、次の楽曲を決定しました。

➤ 採用楽曲

『笑った数だけ』

➤ 作詩・作曲・編曲

村川 卓 様（福岡市 あゆみらい保育園 副主任保育士）

本事業は、コロナ禍の状況を踏まえ、現場の保育者自身が保育の魅力ややりがいを再確認し、発信していくことが重要であるとし、この間、保育の魅力発信について協議を重ね、歌に乗せて保育の魅力を発信・共有することとしていたものです。

保育者が保育者自身に向けたエールやモチベーションの向上に加えて、応援ソングを通して本会会員が仲間として一つになれるような期待を込めています。

募集の結果、50曲にのぼる応募があり、どの楽曲も子どもたちを大切に想い、保育の仕事に誇りとやりがい、奥深さ、楽しさ等を感じられるだけでなく、それぞれ個性豊かであり、非常にレベルの高い楽曲ばかりでした。

採用された楽曲は、今後CDを制作し機関誌「保育士会だより」に同封し会員の在籍する施設に送付するほか、本会ホームページに掲載し、自由にダウンロードいただけるようにする予定です。

また、令和3年度は採用楽曲のプロモーションビデオを制作する等、今後、様々な場面での活用を想定しています。公開の際にはぜひ一度お聞きいただくとともに、都道府県・指定都市組織や保育所等、様々な場面で広くご活用ください。

◆「不適切保育に関する対応について」事業報告書の公表について(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

令和3年3月、株式会社キャンサーズキャンは「不適切保育に関する対応について」(厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)の報告書を公表しました。

これまで、保育所等における不適切な保育等の防止の取組や、発生時における保育所等や自治体の対応について、国による統一的な考え方を示したものではありませんでした。本事業では、このような状況を踏まえ、自治体における不適切な保育への対応の実態や課題を把握するとともに、未然の防止や発生時の対応に関する参考資料をとりまとめることを目的に実施されました。

本会からは、岡崎恵子副会長が参画し、保育の現場における不適切保育等の防止の取組み等について意見を述べました。

同報告書には、不適切な保育が生じる背景や、保育所等や自治体が緊密に連携して不適切な保育の未然防止や発生時の対応等を円滑かつ適切に行うためのポイント等が整理された「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」をはじめ、自治体の取組みをまとめた事例集、実態把握調査報告等が掲載されています。

実態把握調査においては、不適切な保育が疑われる事案の事実確認を1件以上行ったのは、回答のあった1,063自治体のうち、16.5%(175自治体)であることが明らかになった。さらに、事実確認の結果、不適切な保育の事実が確認されたと回答したのは、1,063自治体のうち9.0%(96自治体)であることも明らかになった。また、「事実確認を行った結果、不適切な保育が行われた事実を確認した件数」の総計は、345件(全国計)であった。

なお、不適切な保育の未然防止は上記の手引きを参考としつつも、「地域の実情に合わせた対応を、行政担当者と保育関係者が連携して検討・実施することが望まれることに留意する必要がある」としています。

報告書の詳細等は、下記ホームページをご確認ください。

■株式会社キャンサーズキャンホームページ

<https://cancerscan.jp/research/801/>

◆ 第4次食育推進基本計画が公表される(農林水産省)

令和3年3月31日、「第4次食育推進基本計画」が食育推進会議(会長:野上農林水産大臣)において決定されました。

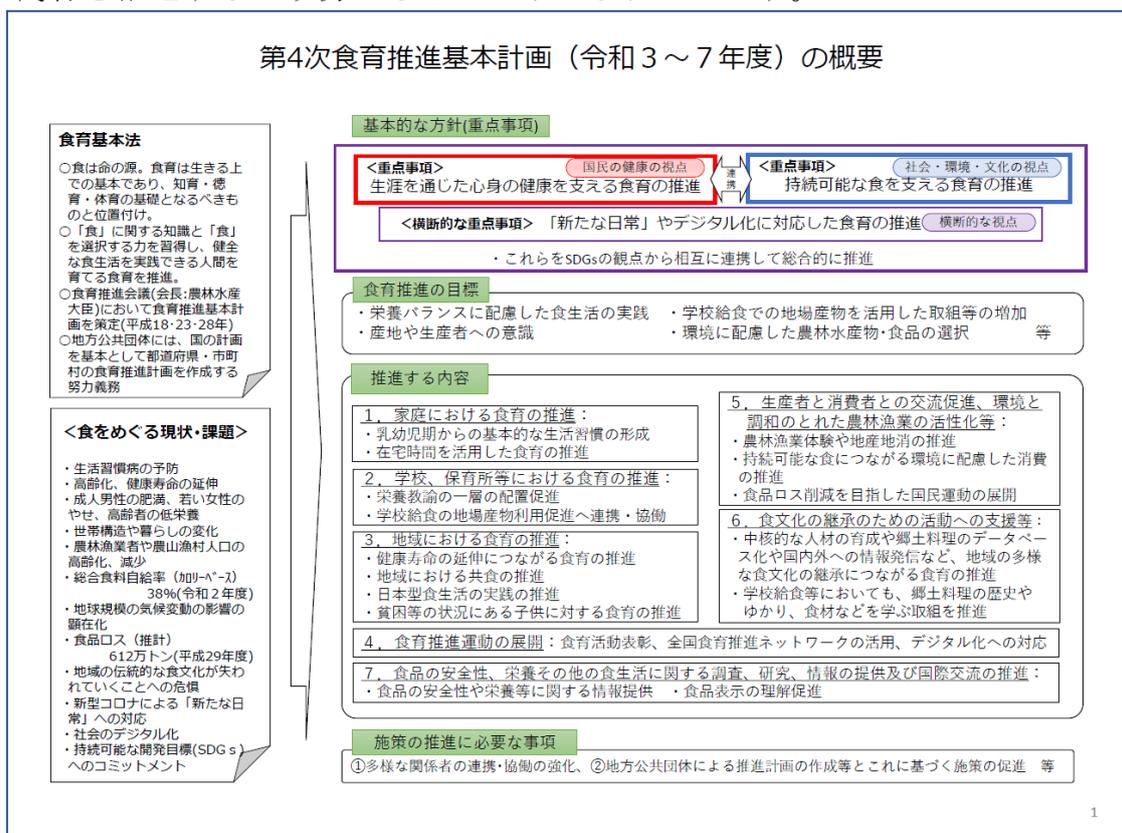
なお、本会からは北川三和子氏(前・食育推進委員会委員、前・食育推進委員会運営委員長)が参画し、保育の現場の状況等を踏まえて意見を述べました。

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本的な方針や食育推進の目標等を定めるもので、5年ごとに作成されているものです。

第4次計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえて重点事項を掲げるとともに、令和3年度からの5年間を計画期間とし、食育を国民運動として推進するための定量的な目標を掲げています。

就学前の子どもに対する食育の推進については、乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、成長や発達の段階に応じた望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、園長、保育士・保育教諭、栄養士、調理員等の協力のもとに食育の計画を作成し、各施設で創意工夫を行うことを求めています。

また、特に保育所および認定こども園にあっては、その人的・物的資源を生かし、在籍する子どもおよびその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関等と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努めることが求められています。



詳細については、農林水産省ホームページをご参照ください。

■農林水産省トップページ > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 新たな「食育推進基本計画」の公表について
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/210331_35.html